

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当座、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)	
260425009	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	AUTO ELTの試験電波発射に関する規制見直し	<p>【具体的内容】航空機に取り付けが義務化されているAUTO ELT(Automatic Emergency LocatorTransmitter)の試験電波発射に関する許可を現行の60分おきから、1.5分又は3.0分間隔に見直しをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】現状、AUTO ELT交換後や定例作業において試験電波を発射する際、申請用紙を提出し許可を得た上で毎時0分~0.5分の間で作動試験を行うことができる。しかし、航空機が着陸をかけた時などの緊急対応における作動試験において、60分間隔での対応では、駐機場が短い国内線では出発の遅延につながる可能性がある。そのため、現行の間隔を短縮し、定時性の維持による利用者利便の向上や、事業者の効率性向上につなげたい。</p>	航空連合	総務省	無線通信規則付録第13号において、非常用周波数121.5MHzの試験信号の伝送は毎時の最初の5分間の間のみ実施することが規定されています。総務省では、本規則に基づき、平成17年総務省告示「121.5MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件」において、試験信号の送信は毎時0分から5分までの間に限り行うことを規定しています。	無線通信規則付録第13号「121.5MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件(平成17年総務省告示第1096号)」	対応不可	無線通信規則付録第13号においては、121.5MHzによる運轉等の通信に有害な混信を生じさせるおそれがあるすべての発射は禁止する。試験信号の送信は最小限に抑えなければならないこと、及び毎時0分から5分までの間に限り実施することが規定されています。総務省では、当該規程に基づき、実際の運轉等の通信に有害な混信を生じさせることのないよう、平成17年総務省告示「121.5MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件」において、試験信号の送信は毎時0分から5分までの間に限り行うことを規定しています。したがって、試験電波の発射間隔を変更することは困難であると考えます。		
260425010	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	電波法によるTABチェックの見直し	<p>【具体的内容】電波法に基づき、航空機整備として定期的を実施している無線設備の検査(TABチェック)について、点検間隔の延長や廃止の検討をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】検査においては、実際に航空機を運航させる検査員が電波状況や通話品質の確認を行っており、要員、事務的な負荷が大きい。日常のオペレーションの中で、運航検査員が都度確認を行い、装置の不具合があった場合にはすぐに対応できる体制が整えられており、安全性を確保しつつも点検期間の延長や廃止によって、効率化を図りたい。</p>	航空連合	総務省	航空機に搭載される無線設備の定期検査の現状は、電波法施行規則別表第5号において1年とされています。なお、航空機局の定期検査は通常使用時の状態で行う総合試験及び電気的特性的点検を行うベンチ検査からなります。	電波法施行規則別表第5号	その他	航空機に搭載される無線設備の定期検査の周期延長等については、平成24年8月から平成25年3月まで開催した「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」の結果、航空運轉を含む乗組員の安全を確保し、総合試験を毎年行うことで、ベンチ検査の期間を一定条件のもと2年から3年にすることになりました。これを受け、総務省では無線局検査事務規程(平成13年1月6日総務総第10号)を改正し、平成25年9月11日より施行済みです。		
260425011	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	空港内車両への出張給油の範囲拡大	<p>【具体的内容】現行、非自動車間認められている出張給油の範囲を拡大することを要望する。</p> <p>【提案理由】空港内の特殊車両においては、主に走行することを目的としていないものが多く、通行帯の混雑緩和および車両事故防止などの安全性の観点から、それらの車両を対象に出張給油を可能とする環境整備をお願いしたい。</p>	航空連合	総務省	空港内車両の燃料タンクに燃料を給油する行為は、原則として、安全対策が施された給油取扱所で行う必要があります。	消防法第9条の4、第10条、危険物の規制に関する政令第3条、第17条	現行制度下で対応可能	空港内車両に燃料を給油する場合、火災危険性の高い燃料が流出して火災を起こさないように、燃料の火災危険性を理解している人が火災危険性の低い場所において、燃料の流出防止対策が講じられた設備を用いて給油するとし、燃料流出時に被害が拡大しないよう流出した燃料を安全な場所に集めて処理したり、火災時において有効に消火できる必要があることから、原則として、これらの安全対策が講じられた給油取扱所において給油することが必要です。		
260516016	26年4月3日	26年4月30日	26年5月16日	地域コミュニティ施設の協働型管理委託の実現	<p>新しい公共の実現のためにも、小規模な地域コミュニティ施設の管理運営について、その施設利用許可権限を利用者協議会などに委任できる法的環境を整備していただきたい。具体的には、小規模な地域コミュニティ施設は、地域の方で運営することを基本とし、地方自治法第244条の2、次のような趣旨の新しい規程を設けていただきたい。</p> <p>(1)小規模な地域コミュニティ施設の管理運営については、指定管理者制度による。利用者協議会等との協働運営を可能とする。(2)その場合、施設の利用許可権限も利用者協議会等に委任することができる。</p> <p>公の施設は、その管理運営を民間に委ねる場合、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者制度によることとされている。この制度の目的は、公の施設の公共性を確保しつつ、民間手法の導入によって、利用者の満足度の向上と経費負担の軽減を図るものと設けられてきた。しかし、この制度の現行の運用は、指定管理者側の事務負担とともに、行政側の監督体制にも事務負担が伴っている。大規模施設の場合には、この制度の趣旨が効果的に生かされている事例もあるが、タイクにある地域コミュニティ施設は、施設そのものが小規模であり、公の施設といえ、特定の地域の利用が中心にならざるを得ない。国分寺市では、地域センター条例により市内に複数の地域センターを設置してきた。児童館、高齢者生きがいセンターとの複合施設については、指定管理者制度に移行している事例もある。しかし、小規模な地域センターは、単一の施設として設置し、これまで、国分寺市の専管で運営されてきた。その管理運営の在り方について長年、利用者である市民と協議してきた結果、地域センター利用者協議会が数年前に設立された。この間、地域センターまつりの開催など、さまざまな行事が、市民中心で実施されてきた。従前から協議会より、地域センターの管理運営を利用者協議会に任せられないかとの意思表示があり、その方法について、(1)指定管理者制度の活用、(2)施設の協働運営の2つで検討してきたが、前者の指定管理者では事務負担が多く、小規模の単独施設では制度のメリットが生かせないこと、また、後者の協働運営(運営に関する協定を「業務委託契約」の締結)は、施設の利用許可権限を委託側の利用者協議会に委任できないことが分かった。</p>	個人	総務省	地方自治法第244条の2において、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨とその手続について規定されています。	【地方自治法第244条の2(抜粋)】 第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本状及び第244条の4において「指定管理者」といふ。)、に当該公の施設の管理を行わせることができる。	地方自治法第244条の2	現行制度下で対応可能	指定管理者になることができる団体は地方自治法上特種の制限はなく、指定管理者制度の活用が可能と考えます(具体的にとどの団体指定する場合は各自団体の判断となります)。 指定管理者の行の業務の範囲についても、使用の許可を含め、自治体と協議の上決定することが可能です。 指定管理者制度に必要な手続は、公の施設の管理を適正に行うために定められているものであり、当該普通地方公共団体の協議を要するものではないと考えます。	
260530081	25年10月31日	25年12月24日	26年5月30日	住民票、戸籍謄本等に関する郵便請求業務の見直し	<p>住民票、戸籍謄本等を郵送請求する際の手数料の支払いについては、小切手(具体的には郵便定額小為)および、口座、地方債を使用することができるとされているが、これに郵便(郵便切手)を加えること(支払いおよび、おとりとして返送する際)を地方自治法施行令の規定に明記してほしい。</p> <p>提案理由としては、現行では住民票、戸籍謄本等を郵送請求する際の手数料の支払いについて地方自治法施行令第156条に定められている。郵便定額小為が一般的に多用されており、この郵便定額小為は、2007年10月1日の郵政民営化に伴って、発行手数料が10円から100円に値上げされた。また、郵便定額小為の額は50円、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円であることから、郵便定額小為の額は50円の手数料450円を郵便定額小為で納付する場合、400円+50円の手数料200円、あるいは、500円+手数料100円、ということになるが、本施行令ではさらに「郵便金額を超過しないもの」と規定されていることから、役所によっては、後者の支払い方法を推奨している例も多く、逆に後者を認めた場合でも、役所側が50円の郵便定額小為を大量に用意しなくてはならなくなる。かといって前者の方法では450円の手数料を支払うために200円もの郵便用銀行手数料を支払わなければならない。国民の負担は大きいといえる。そこで、郵送請求する際および、役所側がおとりとして返送する際、正式に郵便(郵便切手)を使用することができることを明記する方が行政事務の円滑化および、国民の負担の軽減化が図れると考える。</p>	個人	総務省	地方自治法第231条の2により、普通地方公共団体が発行料又は手数料の収入の方法は、現金のほか、証紙、口座振替及び証券の方法がある。	地方自治法第231条の2、地方自治法第231条の2第3項に基づき、普通地方公共団体の職に任用されている職員は、持参人私式の小切手等及び無記名式の国債若しくは地方債又はその利付、支払期日の到来したものとされている(地方自治法施行令第156条第1項)。	地方自治法第231条の2、地方自治法施行令第156条第1項	対応不可	地方公共団体の使用料又は手数料の収入の方法は、現金による収入を原則とし、その他の収入方法として証紙、口座振替、証券に限り認められています。このうち、証券は、その性質上直ちに現金に代えることができる証券に限って、現金と同様に取り扱われています。一方で、提案にある郵便切手は、郵便物に貼付して郵便料金が支払済であることを表示する印税であり、また、購入済みの郵便切手を引き換える現金還付はできない(内国郵便約第46条)にとされています。このため、郵便切手の性質及び換金性が限られていることを考慮すれば、地方公共団体の収入方法として郵便切手による方法を追加することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260530124	25年11月18日	26年1月10日	26年3月31日	緊急車両の優先給付	[提案の具体的内容]インフラ復興・被災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。 [提案理由]大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。	(公社)関西経済連合会	内閣府 警察庁 総務省 経済産業省	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に被害に支障の無い範囲で緊急車両に対して優先給油を行う災害対応型中核給油所(中核SS)を、自家発電設備等の導入の補助事業を通じて、全国約1,700カ所で整備を進めているところです。また中核SSは石油の備蓄の確保等に関する法律における届出の対象となっています。	石油の備蓄の確保等に関する法律第27条	現行制度下で対応可能	中核SSについては、地元都道府県庁の推薦等を必要とする仕組みにより整備を進めることで、国単独ではな(地方自治体と連携して災害時の燃料の安定供給体制を構築しております。また中核SSにおける優先給油の対象は、パトカー・消防車・救急車等、赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らしながら走行する車両や都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付する緊急通行車両確認標章を掲げている緊急通行車両等を想定しています。	
260530126	26年2月10日	26年3月18日	26年5月30日	発電所等の建設用地取得に向けた住民説明及び戸籍の附票の第三者請求手続の明確化	[先の回答に対する再提案の内容] 現在、住民票記載事項証明書や戸籍の附票の第三者請求は、正当な理由がある場合に認められていますが、しかし、この「正当な理由」の要件は、明確化されていない。 そこで、土地取得法第3条各号の事業のための請求は「正当な理由がある場合」に該当する場合があるとの具体的な事例を基に照会があれば積極的に対応する旨、通知等で明確に示すべきである。また、可能であれば、あわせてその判断基準や照会後の対応プロセスも通知等で明確に示すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	市町村長は、本人等又は固着し(は地方公共団体の機関以外の者であって、住民票の記載事項を確認するにつき正当な利用がある者(自己の権利行使や義務履行に必要な場合など)から、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。 申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)、利用目的等を明らかにすることとされています。	住民基本台帳法第12条の3	現行制度下で対応可能	第3回でも回答いただきましたが、具体的な事例に応じて対応する必要があるため、具体的な事例を基に照会すれば検討して参りたいと考えています。 なお、住民基本台帳事務処理要領(国からの助言に当たる局長通知)において、正当な理由が認められる場合として「特殊法人等が公共用地の取得のために関係人の住民票の写しを必要とする場合」を例示しております。	
260711012	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	消防法に基づく所轄消防への申請・届出手続きの電子化・郵送化、必要書類の統一について	意見双方の無駄を排除するため、消防法に基づく所轄消防への申請・届出手続きの電子化・郵送化及び必要書類について統一していただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省	-消防法の規定に基づく(消防機関への申請・届出については、他の法令に基づく申請・届出と同様に、その手続きについて「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第51号)により地方公共団体が電子化に努めることとされており、それぞれの判断により導入の可否をすることになります。 郵送による申請・届出の可否については、地方公共団体(消防本部)の判断により運用しているところです。 必要書類については、消防法施行規則等で定められているほか、地方公共団体の条例により定められています。また、申請・届出に記載された事項を確認する等の目的で、地方公共団体(消防本部)において任意の書類提出を求める場合があります。	消防法全般(消防法第8条、消防法第92条の2ほか)	その他	地方公共団体における申請・届出の方法については、地方自治の観点から、地域の実情に即し、条例又は規則で定めることとされています。このため、消防法に基づく消防機関への申請・届出についても、電子化等に関し、地方公共団体において実施の可否を検討し、システム整備や条例等の制定を行うなど必要な措置を講じていただく必要があります。 また、申請・届出に係る必要書類のうち地方公共団体の条例等により提出を要することとされているものについては、それぞれの地域の実情等に必要とされたものと考えられるため、統一を図ることはできません。	
260711015	26年5月16日	26年6月24日	26年7月11日	災害発生時、通行規制区域内への侵入許可について	(1)提案内容 CVSなどの配送車両について、緊急通行車両として指定(通行規制区域内での通行許可)していただきたい。 「通行許可証」を事前に交付していただきたい。 (2)提案理由 CVS店舗は被災地域の重要な物資供給拠点であり、そこへ商品供給する配送車を緊急通行車両として指定願いたい。 また、大規模災害時には各行政官庁も混乱する中、所定の交付手続きを経て「通行許可」を交付することは困難であると想定されるため、事前の交付についてご検討願いたい。 CVSが社会インフラ化している中、被災地への迅速な物資供給を可能とする制度・支援などについてご検討いただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	内閣府 警察庁 総務省	都道府県知事又は都道府県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両にあっては、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であるかどうかの確認を行い、緊急通行車両であることを確認した場合は、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める様式の標章及び証明書を交付しております。 標章を提示し証明書を備え付いている緊急通行車両は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができます。 また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、緊急通行車両の事前届出制度等についても定めています。	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条	現行制度下で対応可能	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「指定公共機関等」とい)、が保有する車両のほか、指定公共機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれており、生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定公共機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています。したがって、都道府県公安委員会(警察)において、指定公共機関等との契約等の内容を疎明する書類等を確認の上、緊急通行車両確認標章(以下「標章」とい)、を交付いたします。 災害時の交通規制では、標章の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行いました。 仮に標章を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全ての車両が使用されたと見なされるため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなくなり、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な交通規制が行えず、人命救助の災害応急対策に支障が生じることとなるため、標章を事前に交付することはできません。 指定公共機関等との契約等に基づき、災害発生時に民間事業者が使用する車両については、緊急通行車両の事前届出制度の対象となりますので、事前届出を行っていただければ、災害発生時に速に標章を交付することができます。	
260711023	26年5月27日	26年6月24日	26年7月11日	蓄電池の消防法による規制	現在、ニッケル・水素電池を使った蓄電システムの設置を検討しているが、設置に関して法律上の規制を受ける蓄電池設備は4800Ahセル以上のものと定められており、電圧の低いニッケル・水素電池は5.76kWhと比較的小容量のものも規制の対象となるため、設置が事実上困難となっている。他方で、電圧の高いリチウムイオン電池は17.76kWhまでは規制の対象になっておらず、ニッケル・水素電池にとって著しく不利な規制となっている。 蓄電池設備の潜在的リスクは総容量であるkWhの大きさに依存することも踏まえ、規制単位を現在のAhからkWhの指標に変更頂きたい。	民間企業	総務省	消防法第9条に基づき、火気設備等(蓄電池設備も含む)は、政省令で定める基準に従い、各自自治体で定める条例で規制することとされています。 省令では、4800Ah・セル以上の蓄電池設備を規制の対象とする旨や、当該設備の防火予防のために必要な位置及び構造に関する条例制定基準を定めています。	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準を定める省令第3条第17号	検討を予定	規制対象を規定する単位をAh・セルからkWhへ変更することの適否を含め、省令に定める蓄電池設備の規制の見直しについて今年度から検討を開始し、平成27年度中を目途に結論をまとめる予定です。	
260919007	26年7月25日	26年8月13日	26年9月19日	テレビを自由に視聴したい	テレビ受像機には12個のチャンネルボタンがございますが、私の居住する新潟県ではNHK2つ、民放4つで半分しか使用していません。日本の首都である東京のテレビ、テレビ東京や東京Mテレビを視聴したいのですが、私どもでは視聴することができません。 以下をご提案いたします。日本中どこかの放送局のテレビ番組であっても、インターネットあるいはテレビで好きな放送局を選択して視聴できるようにしてほしい。 ケーブルテレビであれば、衛星であれば技術的には可能と伺っております。地上波以外の方法によるテレビ視聴をできるだけ広げ、テレビ受像機をもっと有効に利用させていただきたい。	個人	総務省	ケーブルテレビや衛星放送事業者がテレビのチャンネル数を増やすことや、地上テレビ局がインターネットで番組を配信することは、当該事業者が必要権利処理等を行うことにより制度上可能となっています。 なお、テレビジョン放送の地域ごとのチャンネル数については、周波数の割り当て可能性やその地域の自然、経済、社会、文化といった事情を勘案して定められています。	放送法	事実誤認	制度の現状のとおりです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
26102401	26年6月3日	26年9月10日	26年10月24日	DMFC燃料用メタノールの規制見直し	米国ではDMFC(ダイレクトメタノール燃料電池)が実用化されている。国内でも携帯電話基地局の電源など鉛(バッテリー)に代わる電源として期待されている。国内ではメタノールは安全性の観点で濃度、保管量などの規制及び専門資格が必要で実用化するにはデメリットとなる。実用化が進んでいる米国では、メタノールの濃度に関する規制、専門資格などのハードルが低い。このことが、普及が進む理由のひとつとなっている。国内でも実用化検討が始まっているため、保管量や専門資格に関する規制の緩和を検討きたい。	民間企業	総務省	メタノールを貯蔵し、又は取り扱う場合は、濃度が60%以上で400リットル以上の場合に限り、安全対策が施された危険物施設で行う必要があります。 一方、濃度が60%未満のものについては、消防法上の危険物には該当せず、貯蔵量及び資格に関する規制も適用されません。	消防法第2条第7項、第10条、危険物の規制に関する政令第9条等	対応不可	濃度が60%以上の高濃度のメタノールは、引火点は21度以下と低く、無色透明であり、燃焼範囲が広く、炎が見えない等の火災危険性を有しており、消防法上の危険物に該当します。従って、当該物質を400リットル以上貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な構造の施設(以下「危険物施設」という。)において行う必要があります。その取扱いには危険物取扱者自身が行うか、又は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立ち会いの下で行う必要があります。また、米国においても高濃度のメタノールの貯蔵・取扱いについては、日本と同様、一定の安全対策を施すことが求められており、消防法と規制内容が大きく異なるものではないと承知しています。 要望の趣旨が明らかではありませんが、メタノールを取り扱っている際静電気のような非常に小さなエネルギーからメタノールに着火した事例も多数あることから、メタノールの規制を緩和することは困難です。 なお、400リットルを大幅に上回る高濃度のメタノールであっても危険物施設で貯蔵することは可能であり、また、メタノールの取扱いが行われない限りにおいて、危険物取扱者に関する規定も適用されないことを申し添えます。
26102402	26年8月5日	26年9月10日	26年10月24日	民間事業者の「公の施設」の管理運営への参入を促進するための新たな制度の創設	【具体的内容】 民間事業者が「公の施設」の管理運営に参入する手法として地方自治法により指定管理者制度が設けられている。しかし、「公の施設」はいわゆる箱モノ施設から河川・堤防、更には公営事業関係施設までを含むものとなし、民間事業者が管理運営を行う場合には、一律に指定管理者制度が適用されることになっている。 「公の施設」の実態・性格等により、取扱いの区分を設け、例えば、現行の指定管理者制度とは異なる枠組みとして、契約関係で民間事業者が管理運営を受託できる制度を創設されたい。 【提案理由】 指定管理者の指定は、行政処分とされ、地方自治法第244条の2第11項では、地方公共団体には指定の取消しが認められている。指定管理者と地方公共団体との間では、リスク分担や指定の取消事由を取り決める協定書等を締結するもの、このような取り決めが、行政処分の取消しに対してどれだけの有効性があるのかが不明であり、指定管理者は不安定な地位に置かれている。法律上、地方公共団体に無条件に指定の取消権を認められたものとは解されないが、民間事業者にとって、取消しの予測可能性が不十分であり、大規模な投資を行うにはリスクが高く、投資判断をする条件が整わない。このため、民間事業者の投資が必要な「公の施設」の管理運営を行う場合は、民間事業者と地方公共団体の関係を、「指定」という行政処分で規律するのではなく、契約関係で規律する新たな制度の創設が望まれる。 指定管理者制度ではなく、契約で規律することができれば、民間事業者にとっては、事業機会が増えるメリットがあり、地方公共団体にとっても、「公の施設」の管理運営に参入する事業者が増え、競争環境が生まれることによるサービスの向上や委託料の低減が期待できるメリットがあるものと思料する。	大阪府・大阪市	総務省	・地方自治法第244条の2において、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨とその手続について規定されています。 指定管理者の指定は、同法同条第6項において、議会の議決が必要とされています。 ・地方公共団体は、一定の要件を満たす場合には、同法同条第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消すことができます。 地方自治法(抄) (公の施設)の設置、管理及び廃止) 第百四十四条の二 略 2 略 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 略 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7-9 略 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を確保するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	地方自治法第244条の2	一部現行制度下で対応可能一部対応不可	・現状においても、清掃業務等事実上の行為については指定管理者制度を活用せず、委託契約によることが可能です。 一方、公の施設の管理については、公の施設が住民の福祉の増進を目的とするものであることから、正当な理由のない限り利用を拒んでならないことや、公の施設の利用に関して不当な差別的な取扱いをしてはならないことを担保する必要が有ります。 ・このため、地方公共団体が指定管理者に公の施設の管理を行わせるにあたっては、住民の代表たる議会の議決を経て、指定する手続としていること、指定管理者による管理を継続することが適当でないときは「指定の取消」ができることが定められています。 ・指定管理者は、公の施設の使用許可など行政処分を行うこともできるため、このような手続きが定められているものであり、単に契約により管理を委託できることとするだけではできないと考えます。 ・なお、地方公共団体が指定管理者の指定を取り消すことができるのは、指定管理者が地方公共団体の指示に従わないときなど、管理を継続することが適当でない場合であり、また、指定管理者が指定の取消を受けた場合は、地方公共団体に対し不服申し立てを行うことができます。よって、指定の取消の予測可能性が不十分であり、指定管理者が不安定な地位におかれているとのご指摘はあたらないと考えます。
26102403	26年8月5日	26年9月10日	26年10月24日	地方独立行政法人の業務の条例化と兼業禁止規定の緩和又は廃止	【具体的内容】 地方独立行政法人の行うことができる業務について、法令での限定列举を廃止もしくは緩和し、地方公共団体の判断に委ねられたい。 また、公営企業型地方独立行政法人等の兼業禁止規定を緩和又は廃止されたい。 【提案理由】 「国の独立行政法人については業務の範囲は個別法に委ねられており、地方独立行政法人通則法では規定されていない。一方、地方独立行政法人については、地方独立行政法人法及び同施行令において業務が限定列举されている。このように国制度との違いがあるほか、法令で規定されている業務以外の業務を行う法人の設立を意図したとしても、法令改正が必要になるため、時宜を得た法人設立が困難となる。	大阪府・大阪市	総務省	・地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において限定列举した業務以外の業務は一切行うことができません。 ・大学の設置及び管理を行う公立大学法人は、当該業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うことができます。 ・公営企業型地方独立行政法人と一般型地方独立行政法人との兼職はできません。	地方独立行政法人法第21条、第70条、第82条、地方独立行政法人法施行令第4条	対応不可	国の独立行政法人制度の場合、国通則法で具体的な対象業務を規定していないという点で地方独立行政法人制度とは異なるものの、個々の独立行政法人の具体的な業務について個別法において定められ、業務範囲をはじめとする当該法人の姿が法律において明らかになる仕組みとなっています。 仮に、地方独立行政法人制度において個々の地方独立行政法人の対象業務を条例等で定めることとした場合、個々の地方独立行政法人の対象業務に関する具体的な内容は法律において明らかにならないという点において、国の独立行政法人とは異なることになると考えられます。 地方公共団体とは別の法的主体である地方独立行政法人が、公共性が高い業務を行うことにかんがみれば、当該法人がいかなる業務を行うものなのかといったことをはじめとする地方独立行政法人の全容は、制度の根拠たる法律及びこれに基づき政令において定める限り明確にすることが適切と考えます。 公立大学法人については、大学における教育研究の特性に配慮するための特例を設けているが、当該特例は大学の設置・管理に固有のものであり、他の業務に関しては必要のないものである。このため法第70条において、公立大学法人の行う業務を大学の設置及び管理並びにこれに附帯する業務に限定することにより、公立大学法人に関する特例規定が大学の設置・管理以外の業務に及ぶことのないようにしているところ。 なお、国立大学法人法においても、国立大学法人の業務は、国立大学の設置・管理及びそれに関連する業務に限られています。 公営企業型地方独立行政法人は、独立採算制を採ることを前提としており、一般型地方独立行政法人の業務を兼業することは、本来の事業の採算性を阻害するおそれが高いためから、業務の兼業を禁止することとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
261121002	26年8月5日	26年10月16日	26年11月21日	非常用電源設置に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 日常の安全性も考慮した上で、災害時のみ稼働する非常用発電機に限定し、設置基準(燃料の規制量の緩和)を定める。 【提案理由】 建築基準法では、用途地帯に応じて危険物の貯蔵量が規定されており、重油2千L以上の非常用自家発電機は、危険物一般取扱所となり、消防法の設置基準を満たす必要がある。規制量を守ると非常時に使用できる日数が制限される。</p>	大阪府 大阪市	総務省 国土交通省	<p>制度の現状 災害時のみ稼働する非常用発電機を設置する場合、消防法の規制により非常時に使用する日数制限を受けることな(燃料タンクや非常用発電機を設置することは可能)。 また、建築基準法では、火災危険性等の観点から用途地域毎に危険物の貯蔵量を規制していますが、規制値を超える場合には、法第48条の許可を個別に行うことにより建築することができます。</p>	消防法第10条 危険物の規制に関する政令第12条、第13条、第19条 建築基準法施行令第116条、第130条の5	現行制度下で対応可能	<p>措置の概要(対応策) 要望の趣旨が明らかではありませんが、災害時のみ稼働する非常用発電機を設置する場合、一般的に非常時に使用する日数分の燃料を貯蔵するタンク(地下貯蔵タンク又は屋内貯蔵タンク)及び非常用発電機(一般取扱所)が設置されているものと承知しています。 消防法における燃料の規制量については、地下貯蔵タンクであれば量の制限はなく、また、建物の屋内に屋内貯蔵タンクを設ける場合、一のタンク専用室に設ける屋内貯蔵タンクの容量は指定数量の40倍(重油の場合は8万リットル)以下とする必要がありますが、タンク専用室を複数設けることにより非常時に使用できる日数分の重油を貯蔵することが可能です。 なお、非常用発電機の一日の燃料消費量に基づき一般取扱所の基準が適用されますが、仮に数日間にわたり燃料を消費していても当該総消費量に対する規制は行っており、非常時に使用できる日数制限も行いません。 また、建築基準法において、用途地域ごとに規定されている危険物の貯蔵量を超えるものについて、特定行政庁が個別に許可をすることにより規制値を超える危険物を貯蔵することが可能となります。</p>
261121052	26年9月24日	26年10月16日	26年11月21日	消防法危険物における「海上コンテナ(仮貯蔵所)の仮貯蔵所(包括承認)制度」の新設について	<p>在来船輸送の時代には、輸出入また国内輸送される消防法危険物は、港湾地区の危険物倉庫にドラム缶等の荷姿で一時的保管され、船積日に岸壁に移動されていた。一方、現在では海運の技術革新(コンテナ化)により、これら貨物はISO規格の海上コンテナでの輸送となっており、内陸の工場等でコンテナに詰められた後に直接、港湾コンテナターミナル(CT)に陸送され、CTでWeeklyサービス(定曜日出港)の定期船を待つ必要がある。しかし、消防法にはこの物流形態の変化を想定したCTにおける危険物保管の制度が無く、第十条但書(仮貯蔵承認制度)を準用して臨時的対応を継続的に実施している。1967年にわが国港湾のコンテナ化が始まって既に半世紀が経過しており、今後、地域活性化の観点からも、各地方と国内消費地やグローバル経済を結ぶコンテナ輸送網は益々重要になること、次の事項を満たした港湾CTにおける消防法危険物の「海上コンテナ仮貯蔵所(包括承認)制度」を新たに導入すべきである。 ・コンテナに密閉された危険物で、船舶輸送に伴う港湾CTでの仮貯蔵(コンテナの取積物の出し入れは行わない)を前提とすること。 ・港湾CTにおける仮貯蔵の期間は、Weeklyサービス+当該船舶の遅れを加味し、最大10日間とする。 ・個別物品毎では無く(包括的に)仮貯蔵を承認する制度であること。 ・当該仮貯蔵の包括承認にあたり、必要な設備要件を設けること。 ・当該仮貯蔵に伴う車両へのコンテナの積込、荷役を承認内容に含むこと。 ・危険物の管理は、消防法基準では無く、船舶安全法基準(UNNOによる管理)が望ましいこと。 【理由】 ・現行制度では、国際コンテナ戦略港湾における外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替がスムーズにできない為、地方港発着で危険物を収納した輸出入コンテナは、釜山港などが国の法令が適用されない近海港経由の輸出入の方が有利になる。 ・トラックによる危険物の国内長距離輸送は交通事故等のリスクが大きいため、船舶輸送へのモデルシフトを望む声が多数あるが、港湾CTにおける一時保管がボトルネックとなり実現が困難である。 ・コンテナに収納された危険物は、消防法が想定する屋内貯蔵所(危険物倉庫)には物理的に入らない。海運の技術革新(コンテナ化)に即した制度とすべきである。</p>	日本商運株式会社	総務省	<p>指定数量以上の危険物を短期間貯蔵する場合は、危険物施設以外の場所(消防法第10条第1項ただし書き)の規定に基づき消防長等の承認を受けた場所又は消防法第11条第1項の規定に基づき市町村長等の許可を受けた屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所において貯蔵することが必要です。</p>	消防法第10条第1項ただし書き、第11条第1項 危険物の規制に関する政令第10条、第16条	その他	<p>荷積み待ち等により、危険物を収納したタンクコンテナを危険物施設以外の場所で短期間貯蔵する場合は、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づき消防長等による仮貯蔵(仮取扱)の承認を受けた場所で行う必要がありますが、既に当該貯蔵方法に係る指針を定め、地方公共団体に通知しています。 さらに、仮貯蔵・仮取扱以外の方法により、危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する方法も求められたことから、危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準も定め、地方公共団体に通知していることとする。 このように、港湾コンテナターミナルに危険物を収納したタンクコンテナを貯蔵する方法としては、貯蔵の実態に応じて、仮貯蔵・仮取扱、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所方式を選択することができるようにしており、全国の港湾コンテナターミナルにおいて運用されています。 一方、港湾コンテナターミナルに危険物を収納したタンクコンテナを仮貯蔵する場合の手続きについては、安全性の確保を前提とする厳格な審査制度の方案の可能性があるか否かを消防機関や関係団体等からご意見を伺うこととしたと考えており、現時点では規制改革の可能性について判断することは困難です。</p>
261121053	26年9月24日	26年10月16日	26年11月21日	消防法危険物における「ISOタンクコンテナ」に係る制度の独立について	<p>ISO規格のタンクコンテナは、海運の技術革新(コンテナ化)の影響もあり、大ロットミカル製品等の危険物輸送用途に、近年、急速に普及してきている。消防法にはタンクローリーを想定した「移動タンク貯蔵所」の制度があったため、タンクコンテナにはこれを準用して対応しているが、その結果、タンクの完成検査は車両を含めて実施しなければならぬなどの弊害がある。また、タンクローリーは危険物の充填、移送、排出を一連の流れとして捉え、ドライバーがその輸送のみならず取扱にも責任を持つ商習慣で運用されているが、タンクコンテナは、輸送と取扱(充填・排出)が切り離されるケースがほとんどである。このため、従来の「移動タンク貯蔵所」の規定を準用する方式では運用に支障があり、次の要件を満たしたISOタンクコンテナに係る制度の独立が必要である。 ・ISOタンクコンテナを「大型容器」として捉え、移動タンク貯蔵所とは制度上、切り離すこと。但し、ISOタンクコンテナを車両に恒常的に積載し、言わばタンクローリーの代替として使用するケースは従来通りの考え方とすること。 ・ISOタンクコンテナの充填・排出のみを、取扱行為として許可の対象とすること。 ・ISOタンクコンテナの輸送は、他の容器の輸送要件に準拠し危険物取扱者の業務を要しないこと。 【理由】 ・現行制度では、国際コンテナ戦略港湾における、外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替時にトレーラー輸送がスムーズにできない(危険物取扱者の業務、完成検査を受けたシャーシの用意など)為、地方港発着で危険物を収納した輸出入コンテナは、釜山港などが国の消防法が適用されない近海港経由の輸出入の方が有利になる。 ・トラックによる危険物の国内長距離輸送は、交通事故等のリスクが大きいため、船舶輸送へのモデルシフトを望む声が多数あるが、上記同様、集積がスムーズにできないため実現が困難である。 ・コンテナに収納された危険物は、ISOタンクコンテナ(移動タンク貯蔵所扱い)とISOコンテナ(中身はドラム缶等であり、非貯蔵所扱い)では同量程度であり、輸送のみを捉えた場合には、危険性に大きな差は無いと考えられる。</p>	日本商運株式会社	総務省	<p>国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所は、危険物の規制に関する政令第15条第5項等に定める基準を遵守する必要があります。</p>	消防法第10条、第16条、第16条の2 危険物の規制に関する政令第15条第5項	その他	<p>国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移送方式は、平成に入る前から運用されているところであり、当該移送方式に係る消防法の運用についても、関係団体の要望や国際的な整合性の観点から検討会で検討等を踏まえ技術基準が策定されていますが、国際間の流通の一層の円滑化を図る観点から適宜見直しが行われてきたところです。 一方、国際コンテナ戦略港湾において、外航コンテナ船と内航コンテナ船の積替時に危険物取扱者の業務を不要とすること等について提案されていますが、当該積替えに伴い、想定される事故リスクや譲りらている安全対策の実態を把握した上で、安全性を損うことな(流通の円滑化を図る方策があるか否か)について、消防機関や関係団体等からご意見を伺うこととしたと考えており、現時点では規制改革の可能性について判断することは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目、標記の欄()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
261121054	26年9月2日	26年10月16日	26年11月21日	EMS集配車両に対する道路交通法の公平な適用	改正道路交通法で駐車禁止の取締りが厳しくなった後、警察庁はゆうバックとEMSを運搬する車両は駐車禁止の対象から除外されないという見解を出しています。しかし、実務上ではEMSを運んでいると見られる郵便の集配車両が駐車しても駐車規制の対象とされないケースが多いことが顕著です。また、外部の目には郵便の車両がEMSを積載しているか通常郵便のみを運んでいるかどうかを判別することは非常に困難です。郵便車両に対する路上での駐車違反のチェックのあり方が透明性を欠(状況を踏まえ、集配車両のための駐車スペースが十分でない場合のみ、駐車違反とみなされる前に、少なくとも10分間の「観察期間」を集配車両に対して設けることを求めます。「観察期間」とはその車両で集配業務が行われている場合は、10分間の駐車を確認することとする期間を意味します。	ケーベックジャパン	警察庁総務省	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、道路標識等を設置及び管理して、駐車禁止規制等の交通規制を行うことができることとされています。駐車禁止規制等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うこととされ、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができることとされています。駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止することを行い、貨物の積卸しのための停止で5分を超えないものや人の乗降のための停止は除かれています。ただし、5分以内であっても、車両等の運転者が当該車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあるときは、時間の長短にかかわらず駐車となります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号、第4条第1項及び第2項、第44条から第49条の7まで、第51条の4	都道府県公安委員会規則	従来、駐車取締りは、一定の駐車時間を確認した上で取締りを実施してきましたが、この場合に短時間の駐車が入れ替わり立ち替わり行われることとなり、結果として恒常的に交通に支障を来していたことから、平成18年6月の新たな駐車対策法制定の施行を契機として、放置車両を確保した場合には、すぐにこれを取り締まることとしたものです。新制度導入後、上記の運用とあわせて、違法駐車台数の減少、交通渋滞の減少、駐車車両に係る交通事故の減少等、期待された効果を発揮しているところでありますので、従来のような運用に戻すことは困難です。なお、駐車監視員等による標識の取付けの対象は、道路交通法上、運転者が車両を離れていない場合に運転することができない違法駐車車両に限定されており、標識の取付けに際しては、対象車両の車内やその周辺における運転者の有無を必ず確認することとしています。また、EMSを混載又はEMSのみを運搬する車両については、駐車禁止規制の除外対象とされておらず、都道府県警察において、都道府県公安委員会規則の規定に基づき、EMSの集配に使用する車両について、適切に取り扱うよう努めています。	
261216055	26年10月28日	26年11月21日	26年12月16日	地方自治体における行政財産の目的外利用の弾力化	地方自治法には以下のような規定がある。 「238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売却し、譲渡し、出賃の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」 これを、例えば、条文の「その用途または目的を妨げない限度において、」(当該普通地方公共団体の長が必要であると認めるときを含む。)趣旨を加える。 理由 官民がそれぞれの知恵やノウハウ等を持ち出合せて行政財産を連携して使用などの地域活性化施策を展開するに当たり、上記規定については、目的外使用できる限り限定するものと解釈されている実態もあることから、より弾力的に有効活用を促進することが必要である。なお、地方自治法第149条においては、普通地方公共団体の長が担任する事務として「財産を取得し、管理し、及び処分すること」があげられている。	個人	総務省	行政財産は、地方自治法第238条の4の規定に基づき、これを貸付け、交換し、売却し、譲渡し、出賃の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することを原則禁止するとともに、その用途又は目的を妨げない限度において、同条第2項各号に掲げる貸付け若しくは地上権若しくは地役権の設定、又は同条第7項に基づく使用の許可をすることができるとされています。	地方自治法第238条の4第2項	事実確認	行政財産の管理は、地方自治法第149条第6号の規定により、原則として普通地方公共団体の長の権限となっています。このため、地方公共団体が所有する公有財産のうち行政財産と定める権限は原則として長にあり、また、地方自治法第238条の4第2項に基づき、行政財産の貸付け又は権利の設定をするに当たり、具体的事例に即して行政財産の貸付け又は権利の設定をすることが、当該行政財産の本来の用途に供するに当たって障害となるかどうか、当該貸付け又は権利の設定が当該行政財産の本来の使用目的に反しないかどうか等を総合的に検討し、地方自治法第238条の4第2項の範囲において必要に応じて貸付け又は権利の設定をする権限についても長が有しているところです。	
261216056	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	金融機関での税金収納に関する電子決済の導入と環境整備	〔要望の具体的内容〕 ・金融機関の窓口事務で行われる税金収納受け処理は、納付書の書式が非常に多岐(数万種以上で年々更新される状況)存在しており、機械処理/自動受付システム化の難易度が高く、コストがかかる状況。また金融機関で受付処理を実施した最後に領収印を押す必要があり自動受付などの効率化施策の実現が困難な状況。 ・書式の統一または絞込み、自動化処理可能な押印事務代替方法などを検討したので、制度の見直しや規制緩和等、環境整備を希望する。 〔規制の現状と要望理由等〕 (a)金融機関では税金収納取引で、数万種類にも及ぶ多種多様なフォーマットの納付書を受け付けているが、これが、システム化/効率化できない要因となっている。また、窓口での税金収納事務処理として自動化が困難な事務となっている。 (b)税金公室の納付書フォーマットを統一化、あるいは数種類の用途別に絞り込むことができれば、機械処理化が進む。また機械的に領収印などの受取りの証拠を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動機で対応が可能となりうる。 (c)納付受付を利用者自らが実施できれば納付処理の接点(インターフェース)が増え、窓口営業時間外に納付処理ができるなど顧客としても便利になる。金融機関では納付処理(時期にも)事務全体の1/10にもなるがシステム化できれば事務効率化が図れる。また収納先は取りこぼしが無くなるなどの効果が見込める。 納付処理はゆうちょ銀行(独自の制度として対応)やペイジー(バーコードや所定の番号入力のリール化)では体系化されており、自動機でも実現できている。このようなルール化を納付書及び事務全体に広げること、更に収納処理のコスト削減につながるものと考えられる。また将来はマイナンバーなどの制度が加わる場合でも、PCや携帯などを利用できない方も、紙媒体での処理で、同様の受付サービスを受けることが可能になる。	(一社)電子情報技術産業協会	総務省	税金収納受けに係る納付書及びその様式については、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じて適宜定めているものです。		事実確認	法令による規制はありません。	
261216057	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	上水道事業の追跡課活用	平成19年の簡易水道の国庫補助事業の見直しに沿い、平成28年度末までの簡易水道事業の統合事業を進めています。統合完了後、給水人口が5千人を超えるため上水道事業となります。本市のみならず中山間部に位置し面積も広く人口密度が低い地域では、施設が存在してあり施設管理にも莫大な費用を要しますが、上水道事業は、追跡課の対象となっていないため、今後の水道事業の経営が厳しいものになることが予想されます。将来にわたって安定的な給水を行える体制となるよう、追跡課の活用が可能な地域では、上水道事業についても追跡課が活用できるように提案します。	岡山県真庭市	総務省	追跡対策事業債の対象事業は、追跡地域自立促進特別措置法及び同法施行令に規定されています。この中で、簡易水道施設については対象とされていますが、上水道施設については対象とされていません。	追跡地域自立促進特別措置法第12条第1項、同法施行令第6条第5項	対応不可	追跡地域自立促進特別措置法は、これまで議員立法として制定されてきた経緯から、追跡対策事業債の対象の拡充についても、各党国会派において議論されるべきものと考えます。なお、上水道事業は地方公営企業として独立採算を原則としており、料金収入で賄うこととされていますが、追跡対策事業債については、その元利償還費を交付税措置の対象としているため、料金収入等により、元利償還費の相当部分を負担することができると認められる事業は対象としていません。このため、統合後の上水道事業としての施設整備については、追跡対策事業債の対象とすることは困難と考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220014	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	政府の情報システム調達に関する改善	<p>以下を推進すべきである。</p> <p>(1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-1-(2)-」)</p> <p>(2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-3-(6)」)</p> <p>(3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版パイドール)(「根拠3」の第19条)</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」)</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)</p> <p><規制の現状></p> <p>(1)の入札制限は分離調達の原則に則り採用されているが、上流工程と下流工程で業者が異なるため、作業の重複や責任所在が曖昧となる問題がある。(2)は「根拠1」で「限度の設定」を規定しているが、実態として制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」について実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)契約金額も含めた開示が求められ、守秘義務の観点からも問題である。(5)長期プロジェクトであっても終了時の一括支払いとなっている場合がある。</p> <p><要望理由></p> <p>(1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上限がないために、企業は方が一の場合のリスクを見積もる必要がある。結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献こととなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切でない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する情報を求める国はないと理解している。</p> <p><要望が実現した場合の効果></p> <p>調達の質を高め、IT産業育成にも大いに貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考えられる。</p>	(一)社)日本経済団体連合会	内閣官房総務省 財務省 経済産業省	<p>政府情報システムの効率的かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってきたところである。</p> <p>このよう中、</p> <p>(1)入札制限につきましては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により分離調達を推進してきており、要件定義等の工程支援に携わった事業者等については当該要件定義等の対象となる調達案件に係る入札への参加を制限してあります。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定につきましても、同基本指針におきまして、損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しております。</p> <p>(3)知的財産権の帰属につきましては、産業技術強化法第19条は、国の委託事業が広く含まれるものであり、政府における情報システムについても対象となります。また、同法の徹底化を図る取組の一環として、平成26年12月3日、情報システムの企画段階から調達・運用等に至る一連の過程を通じた共通ルールである「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が、内閣官房が債務を処理する各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定され、知的財産権については受注者側に帰属することが原則である旨明示しています。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和につきましては、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面をご提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきましては、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代金の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代金の全額まで支払うことができます。</p>	<p>(3)について 産業技術強化法第19条</p> <p>(4)について 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)</p> <p>(5)について 予算決算及び会計令第101条の10</p>	<p>(1)、(2)、(3)及び(5)について、現行制度下で対応可能</p> <p>(4)について、対応不可</p>	<p>政府情報システムに係る調達の改善につきましては、今後も引き続き推進することとしております。このよう中、</p> <p>(1)入札制限について 現行の基本指針に基づく分離調達の取組みを見直し、来年度から施行される新たな「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、形式的な分離調達に陥らないよう、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討する旨ルール化しております。</p> <p>(2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き推進しているため、現行の基本指針と同様、新たなガイドラインにも損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しているとともに、契約書等における具体的な設定内容の例を府省間で共有出来るようにするなどの取組を進めていく予定です。</p> <p>(3)知的財産権の帰属について 左記の通り、政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインが決定され、平成27年4月1日から施行されます。今後、ガイドラインについては、本ガイドラインに則り、各府省において適切に運用がなされるものと考えます。</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれないか、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂くを得ないと考えています。</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状のとおり、完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省庁において、適切に運用すべき事項となります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220016	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	・行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約10万件の業務関連の照会を受けている。)生命保険会社とよから行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。 ・行政機関等からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の電子化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨としつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 ・また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。 (なお、警察庁との間では7月に様式の統一を実施済みであり、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一に向けて検討を進めている状況) ・番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会には社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一旦正確かつ迅速な事務を実現することができる。	(一社)生命保険協会	内閣府 労働省 財務省 厚生労働省	【内閣官房】 番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能としています(第19条)。 【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、捺印に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。 【財務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会とは、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット(用語、書式など)及び取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体に変なられています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な脱税れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護の決定・実施等のために必要があると認められる場合には、生命保険会社等に対して保険契約の有無、保険内容等について書面による照会を実施しております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取締法第3条第3項 生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条	【内閣官房】 現行制度下で対応可能 【警察庁】 その他 【総務省】 検討に着手 【財務省】 検討に着手 【厚生労働省】 検討に着手	【内閣官房】 税務署・福祉事務所による生命保険会社に対する照会に個人番号を利用する場合には、個人番号の契約者が当該生命保険会社に保険契約を有しており、当該保険契約が当該契約者の個人番号と紐づけられていること、当該保険契約と個人番号が紐づけられていることが、税務署・福祉事務所側で把握できていること、が必要となります。 (保険契約が無い場合や個人番号と紐づけされていない保険契約について個人番号付きで照会を行った場合、個人番号(特定個人情報)の漏洩となるため。)上記及び「が担保されていれば、現行法令の改正を行わなくても個人番号を利用した照会が可能であると考えます。 【警察庁】 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ ・照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要になる ・現状の警察からの照会件数であれば、電子化による現行のFAXを使用した照会方法の方が効率的である 等の理由から、照会の電子化に係る検討は見送るとの結論に至りました。 【総務省】 「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)」において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する」 ・照会文書の依頼事項に関する用語 ・照会文書の書式(照会の種類や書種ごとに統一できる箇所を調整の上)、とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)」とされていることです。 また、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体にに対し対応を要請する。」とされ、実施時期については「平成27年度措置」とされていることです。 【財務省】 「照会様式の統一化等」 ・取引照会内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。 ・照会手続の電子化 ・照会手続の電子化については、平成26年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画で「平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)」とされており、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。	
270220020	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	危険物の取扱いに関する仮貯蔵許可の柔軟な対応	危険物の取扱いに関し例外的に認められている仮貯蔵について、平常時においても、10日を超える仮貯蔵の繰り返し承認が柔軟に認められるよう対応すべきである。 【提案理由】現行法上、所轄消防長又は消防署長の承認により、10日以内に限り、仮貯蔵することが認められている。仮貯蔵は、例外的な措置であり、繰り返し承認は認められていないのが現状である。 そのため、現行の運用下においては、例えば、電力会社では、平常時においても、変圧器等の出入機器の分解点検・修理等において、機器内の絶縁油を、一旦抜油の上、発電電圧等の構内に仮貯蔵し、修理等完了後に、再び戻すという作業を実施しているが、仮貯蔵許可期限10日以内という制約の中で、この分解点検・修理等に係る一連の作業を完了しなければならないため、本来実施したい一部修理等の実施を繰り延べて計画する等の対応を行っている。天候不順等の影響により作業時期・時間に制約を生じする等、作業工程の柔軟性が確保できない場合もあり、設備保全および作業安全の確保にも支障が生じる懸念がある。 そうした中、東日本大震災を受けて、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いにおける10日を超える仮貯蔵の際の繰り返し承認については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続等について」(消防法第364号・消防法第171号平成25年10月3日)が通知され、繰り返し承認について柔軟な対応が認められた。 そこで、安全性を検討した上で上記結論に至ったのであれば、平常時においても、安全対策を行うことを前提に、同様の柔軟な対応が可能となるようにすべきである。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	指定数量以上の危険物を、消防法第11条第1項の規定に基づく(市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所)で貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第10条第1項ただし書き 又は消防署長の承認を受けなければならない。	消防法第10条第1項ただし書き	現行制度下で対応可能	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第11条第1項の規定に基づき市町村長等の許可を受けた危険物施設において行う必要があります。ただし、危険物施設ではない施設において、一時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づき、所轄消防長又は消防署長から仮貯蔵・仮取扱いの承認を受けるとにより、指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱うことができます。 一方、危険物の仮貯蔵・仮取扱い時に講じられる安全対策は、危険物施設において講じられている安全対策と比べ、必ずしも十分なものとはいえないため、その承認期間は10日以内とされているとです。ただし、仮貯蔵・仮取扱いの承認制度において、天候による作業の中断、申請者の真に講じない事故による期間の延長、鉄道、道路の不具合による作業の遅れといった事象が発生した場合や、危険物を取り扱う一連の工程を越える場合等のようにやむを得ない事情があれば、一時的な危険物の貯蔵・取扱い形態、当該施設で講じられる安全対策の内容等を所轄消防長又は消防署長が総合的に判断した上で仮貯蔵・仮取扱いの繰り直し承認を認めたり、その工程を10日以内とするなどでそれぞれの貯蔵庫・仮取扱いの承認を行うことが可能と考えておりますので、具体的な運用については協議する消防本部に相談してください。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220021	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置	ドクターヘリ屋上ヘリポートにおいて、1日当たり、1,000リットル(指定数量)以上の給油が可能な給油取扱所(航空機給油取扱所)の設置を可能にすべきである。 【提案理由】ドクターヘリ通航においては、屋上ヘリポートに、屋上給油施設を設置して運用をしている。ドクターヘリの屋上給油施設を設置する場合、給油取扱所(航空機油取扱所)としての設置は認められておらず、市町村条例で設置許可可能な「少量危険物取扱所」として設置されている。 しかし、少量危険物取扱所では、給油する航空燃料(JET-A1)の指定数量が1,000リットルとされ、1日当たりの給油量が1,000リットル未満となることから、通航回数に制限が生じる。具体的には、ドクターヘリ通航の主ヘリ(MD900/BK117C-2/EC135)の燃費と通航毎の給油量はおおよそ200リットル程度であり、最大通航回数は1日あたり5回となる。また、1,000リットル/日という給油量の制限下では、大抵の防災ヘリ等の給油要請に協力することが出来ない。 安全性については、屋上ヘリポートに、給油設備を含めた消火設備を設置している。また、給油施設の周囲に溝を設けるとともに、吸着剤・吸着マット等を常備するほか油水分離槽を設置するなど、直接地上に燃料が溢れないようにするための漏洩対策を十分に講じている。航空燃料の取扱量が増加することのみをもって安全性に問題が生じるとは思われず、安全対策を講じた上であれば、航空機給油取扱所の設置も可能と考ええる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	航空機給油取扱所は、飛行場で航空機に給油する給油取扱所であり、ドクターヘリに給油する方法としては、空港に設置された航空機給油取扱所で給油する方法以外に病院の敷地内に航空機給油取扱所を設ける方法が一般的です。 また、これ以外に指定数量未満の燃料を固定給油設備、給油クランク、ドラム缶等を用いて給油する方法もあります。	消防法第10条第4項、危険物の規制に関する政令第17条第31項、危険物の規制に関する規則第26条	現行制度下で対応可能	全国でドクターヘリを通航している病院は、共同通航も含めて45施設あり、主として病院の屋上で燃料補給を行っている施設が16施設、病院の屋上以外の地上で燃料補給を行っている施設が29施設あります。 また、1日当たりの飛行回数が多いと想定されるドクターヘリ及び一回当たりの飛行距離が長いと想定されるドクターヘリの通航状況について調べたところ、前者に該当する兵庫県ドクターヘリでは一日平均3.9回飛行し、一日当たりの平均給油量は345Lであり、後者に該当する北海道ドクターヘリでは、一日平均2.9回飛行し、一日当たりの平均給油量は417Lと、いう報告を受け、屋上のヘリポートにおける給油量は指定数量(1,000L)未満で運用されているものと承知しています。さらに、北海道においては不測の事態に備えて複数の給油拠点を設けていると聞いています。 一方、ドクターヘリが着陸する病院には火災時に自力で避難することが困難な入院患者等が多数いることから出火防止対策には細心の注意を払っているものと承知していますが、病院の屋上において行われる、又は取り扱う危険物の量を必要以上に多量にすることは給油行為に伴う火災危険性の増大を招くこととなります。消防隊の活動困難性を高めるリスクがあります。なお、災害発生時等でドクターヘリの出動件数が増加する等により、危険物の貯蔵・取扱量が增大する場合には、「震災時における危険物の仮貯蔵(仮取扱い)等の安全対策及び手続きについて(平成25年10月)」において、一時的に危険物の貯蔵・取扱量が増える場合の手続き等に係る留意事項をまとめていますので、当該通知を参考にして、管轄する消防本部に相談することにより、現行法令の基準で対応可能であると考えます。
270220022	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	非常用発電機に対する一般取扱所規制の除外または緩和	非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2・三により危険物一般取扱所に該当しており、危険物の規制に関する規則第26条の54、57により、設置場所に応じて各種規制を受けている。しかし、そもそも非常用発電機は、停電時のみ燃料を消費し、平時は稼働しない設備である。そこで、現状の安全設備水準について丹念な検証を行ったうえで、安全性が確認できれば一般取扱所から規制の対象とする、または緩和することを求める。 【提案理由】 ・規制の現状 非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2・三により危険物一般取扱所その他これに類する一般取扱所に該当している。このため、危険物の規制に関する規則第26条の54、57により、非常用発電機の設置場所(屋内、屋外(地上)、屋外(屋上))に応じて、設置にかかる規制を受け、とりわけ、1日の取扱量の指定数量30倍以上となる非常用発電機については、屋上設置は不可、屋外設置の場合は発電機と発電機の間に5メートルの距離距離が必要となり、屋内設置の場合は発電機毎に部屋を防火区画する必要がある。 ・前置き下地帯対策検討ワーキンググループの最終報告等では、災害時にも資金決済機能や企業の本社機能などの経済中核機能について、3日間程度の継続性を確保することが求められている。しかしながら、これを要するようになると大型の非常用発電機が必要となるため、1日に消費する燃料の量が指定数量の30倍以上となる例が多く、敷地や建物による制約から、非常用発電機を新たに設置することや、燃料の備蓄量を増やすことができない状況となっている。 ・据付センターにおける非常用発電機については、安全設備が十分に整備されている。今後は各種安全設備等について丹念な検証を行ったうえで、データセンターはもともとこのことが国全体を視野に入れて、非常用発電機に対する一般取扱所規制の除外を検討していくことが必要である。 ・屋上や屋外での非常用発電機の設置にも取り組みやすくなる。これにより、従来敷地や建物による制約の下で非常用発電機の据設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機による非常用電源の確保(運転時間72時間以上)を実現するための対策が可能となり、発災後の通信インフラ機能等の維持や企業の事業活動の継続性強化にも大きく寄与する。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	災害時のみ稼働する非常用発電機であっても、指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、消防法第10条第1項に基づき、必要最低限の安全対策を講じた一般取扱所において取り扱うことが必要です。	消防法第10条、危険物の規制に関する政令第19条第1項第3号、危険物の規制に関する規則第26条の54、第26条の57	現行制度下で対応可能	指定数量以上の危険物を取り扱う非常用発電機を屋上に設置する場合は指定数量の10倍未満の取扱量となるように設置し、同様に屋内に設置する場合は指定数量の30倍未満の取扱量となるように設置する必要があります。これは、建物の一部分に対して耐火構造や排水溝等を求めることで、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局限化し、もって危険性を低減させるとともに、そこから建物内の他の部分への漏えい、延焼がないように規定されているものです。 屋内や屋上で大量の危険物が漏えいし、火災が起こった場合には、建物全体へ延焼する危険性が非常に高いこととなり、一方所収大量の危険物を取り扱うこと危険です。ただし、現行の制度においても、指定数量の30倍未満(非常用発電機を屋上に設置する場合は指定数量の10倍未満)の取扱量ごとに、耐火構造や排水溝等を設置して、一つの建物内で複数の一般取扱所を設置することは可能であり、現にそのような設置している事例もあることから現行法令の基準で対応可能であると考えられます。 また、指定数量の10倍を超える危険物を取り扱う非常用発電機を屋上に設置する場合は、非常用発電機の火災やその周囲の建築物の火災の際の相互の延焼防止を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を行うために5メートル以上の空地が必要となり、同様に指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う非常用発電機を屋外に設置する場合は3メートル以上の空地が必要となります。このように、指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う非常用発電機を設置する場合は必要空地が小さくなることとなり、指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う非常用発電機を複数設置することにより、現行法令の基準で対応可能であると考えます。
270220023	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	電気自動車の非接触給電装置に関する許可の緩和	電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可を、個別許可から型式許可にすべきである。 【提案理由】電波法では、高周波利用設備を設置する場合、原則、設置場所ごとに個別に総務大臣の許可(個別許可)を得る必要がある。ただし、設備の製造業者等が、申請により総務大臣から型式指定(型式許可)を受けた場合、その型式の高周波利用設備は個別の設置許可は不要になる。型式指定の対象となる設備は、インターホンや超音波洗浄機など10種類に限られている。 昨今、電気自動車の非接触給電装置の実用化に向けた取り組みが進められている。電気自動車の非接触給電装置が実用化すれば、充電の利便性が向上し、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の充電を必要とする次世代自動車の普及に向けた動きが加速されると考えられる。他方、電気自動車の非接触給電装置は、高周波利用設備に該当しており、設置にあたっては、総務大臣の許可が必要となるが、型式指定の対象に含まれておらず、装置ごとに個別に総務大臣の許可が必要となる。そのため、設置に関する事務負担が大きくなっている。これでは、今後、電気自動車の非接触給電装置が円滑に進まない可能性がある。 そこで、型式指定の対象に電気自動車の非接触給電装置を加えるべきである。なお、総務省の電波有効利用の促進に関する検討会の報告書(2012年12月25日)では、非接触給電設備の設置にあたっては、個別許可ではなく、型式許可にすることが望ましいと示されている。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	機関ごとに電波法第100条第1項第2号の規定に基づき個別の設置許可を行っています。	電波法第100条、電波法施行規則第45条、第46条	検討に着手	電気自動車用の非接触給電装置(電気自動車用ワイヤレス電力伝送システム)については、情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会の下にワイヤレス電力伝送作業班を設置し、幅広い普及を前提として、型式指定や型式審認等のより簡易な手続を導入するための技術的条件(当該システムと他の無線機器等との周波数共用及び人体防護が十分に確保されるために必要と漏えい電波の許容値や測定方法)について検討を行っていることです。 この技術的条件については、本年夏頃の答申を目前に検討を進めており、答申後は速やかに関係法令等の制度整備を進めていくとしています。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220024	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	LNG設備、石油・ガスプラント、化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されていること、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようすべきである。 <規制の現状> LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書(機器のベンダー図、強度計算書等)まで要求されている。 <要望理由> そもそも、工事着工の判断をする上では、主要図書(建設する設備の概要がわかるもの、配置図や設備構成図等)および詳細設計図書の参考図書があればよいと思われる。例えば、ポンプなら、申請段階においては型式、容量、揚程等の情報があればよく、メーカー・型番までの詳細情報は必要ないと思われる。 申請時は、基本設計が終了した段階ではないため、実務においては、詳細設計図・調達品図が確定していない場合がある。このような場合に機器のベンダー図等を要求されると、短時間のうちに、詳細仕様を固め、複数のベンダーへ引合し、技術評価・価格交渉を経てベンダーを決める必要が出てくる。時間が十分でないことにより、その後仕様変更が生じたり、十分な価格交渉ができないため、高いものを買うこととなる等の不具合が発生することがある。 そこで、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようにしてほしい。 <要望が実現した場合の効果> 上記のような不具合が解消される。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 経済産業省	【総務省】 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱う危険物施設は、消防法第11条に基づき市町村長等の許可及び完成検査を受ける必要があります。 【経済産業省】 < 高圧ガス保安法 > 高圧ガス保安法では、製造及び変更等の許可については都道府県の権限となっているところです。これらの許可申請時には法の「技術上の基準」に適合しているか否かを審査した上で許可を行うため、その審査に必要な書類として「強度計算書」や「構造図」等を要求することは適当と考えます。一方で、「メーカー・型番」等は「技術上の基準」と関係がないため、これらは添付書類として求めるものではありません。以上により、調達品の詳細設計図書等申請書の添付書類については、事業者と都道府県間において個別に調整をお願いします。 < 鉱山保安法 > 鉱山保安法では、第13条により、鉱業上使用する建築物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なもの(特定施設)を設置又は変更の工事をしようとする時は、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならぬと規定しています。届出された工事計画が技術基準に適合するものであることを示す図面等は必要になりますが、型番等の詳細情報は必ずしも求められていません。 < 電気事業法 > 電気事業法では、設置又は変更の工事であつて、電気事業法施行規則で掲げる工事をしようとする事業用電気工作物の設置者は、国による工事計画の事前審査を受けることが義務づけられています。事業用電気工作物が欠失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く、一定の設備については、工事計画の届出の段階で、設備の技術基準適合性の確認を行っておりますが、設置者が技術基準に適合することの説明が可能であれば型式等の詳細情報は必ずしも求めておりません。 < ガス事業法 > ガス事業法では、ガス工作物の設置又は変更の工事をしようとする時はその工事の計画を届け出なければならないとし、必要な添付書類として「強度計算書」や「構造図」等を規定しています。届け出された工事計画が技術基準に適合するか否かを判断するために「強度計算書」や「構造図」等は必要になりますが、型式等の詳細情報は必ずしも求めておりません。	【総務省】消防法第11条 危険物の規制に関する政令第6条 危険物の規制に関する規則第4条 【経済産業省】 高圧ガス保安法 鉱山保安法 電気事業法 ガス事業法	【総務省】 事実確認 【経済産業省】 現行制度下で対応可能 【電気事業法】 現行制度にて対応可と考えます。 なお、事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない工事であることを国が確認できれば、設置者に対して計画の事前審査を行う前に一部の添付書類を省略することができるといった制度があるため、この制度を利用する場合には、型式等の詳細情報が必要となります。 < ガス事業法 > 現行制度にて対応可と考えます。		
270220025	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	電子保存可能な書類の明確化と対象とする書類の拡大	国税関係書類(法定保存帳票)については、原則紙で7年間保存、所轄税務署へ申請し、許可が下りれば、一部の書類について、スキャナで読取った電子データでの保存(電子保存)が認められている。 国税関係書類以外の帳票について、保存方法が明確でないものが多数存在しており、環境への配慮やコスト削減の面からも、電子保存が可能な書類を明確にし、可能な限り対象を拡げるべきである。 一例はコンビニでの税金等の収納において、現状では顧客より収納した控を店舗および本部で紙保存しているが、各自治体に電子保存への変更を打診しても、明確な根拠を提示されないまま引続き紙保存を要請される。 < 要望理由 > それらの書類について現状では明確な規定がなく、グレー・ゾーンとなっている。 < 要望が実現した場合の効果 > 国が改めて指針を掲げ、電子保存が可能な書類を明確にすれば、これらの問題は解消し、電子保存が促進されると思われる。これにより、長期間紙保存する書類が削減され、紙資源の有効活用、及び環境への負荷軽減を実現できると考える。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	地方税関係書類については、地方税法において、保存しなければならない書類を規定しており、このうち、スキャナで読取った電子データでの保存(電子保存)することができる書類については、同法及び同法施行規則第25条	その他	電子保存が可能な書類については、これまでも国税関係書類の検討状況を踏まえつつ、対象範囲を拡大してきたところであり、今後とも取組を続けてまいります。 なお、例示の「コンビニでの税金等の収納において顧客より収納した控」については、地方税法において保存義務を課している書類ではありません。	
270220026	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	電波法規制の緩和	免許不要である程度広い範囲の商用アンテナの特性を測る際には、法令通りに、アンテナから3m離れた地点の電界強度で規定すると微弱な電波しか出せない。例えば、1m角に近い敷地がある会社などでは、その敷地の境界点での電界強度を基準にすれば、実用的な出力でアンテナの評価ができる。また、外部に対して電波による影響を小さくすることに測定が行える。3m<規制の現状> 電波発信源から3m地点における電界強度が規制値になっている。 < 要望理由 > アンテナ等新規装置開発時に必要な実験が、敷地外では規制値内になっている場合でも、安易に行えないため、電波暗室等に過大な投資が必要となり、製品のコストアップ、世界的競争力の低下を招いている。 < 要望が実現した場合の効果 > 関連する製品の製品コストを低下させるとともに、開発速度のアップし、無線関連分野への新規参入が容易になる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	3mの距離において測定する電界強度が一定値以下となる場合には、発射する電波が僅し(電波であるという)ことで無線局免許を受けず使用することができます。また、電界強度がより強い場合であっても、電波が遠へいされる試験設備の内部であれば、無線局免許を受けずに使用することができます。 他方、提案された用途であっても、簡素な手続により実験試験局として開設し、実験を行うことが可能です。	電波法施行規則第8条	検討を予定	仮に特定の敷地内に限って電界強度の条件を緩和しようとする場合であっても、当該敷地に持ち込まれる他の無線機器や、(一般的に地表面よりも減衰しない電波が伝播する)上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることが見込まれるため、何がらの限定条件又は確認行為を要することとなります。 このため、そうした場合に想定される限定条件や確認行為について検討し、制度改正の可能性について判断することいたします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議による再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220027	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	携帯電話回線の利用制限の見直し	近年、飛行ロボットの活用が進んでいる。飛行ロボットで撮影した画像をリアルタイムに受信するには、現在Wi-Fiあるいは画像伝送装置を用いているが、送受信距離に限りがあり、概ねWi-Fiでは100m、1.2GHzの画像伝送装置でも1~2kmが限度である。同様に、飛行ロボットやカメラの制御には2.4GHzを利用しているが、到達距離は120m程度である。 そこで、飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載し、遠方であっても飛行ロボットにより撮影した画像をリアルタイムに確認するとともに飛行ロボットの制御を可能にすべきである。 <規制の現状> 携帯電話は、通話の輻輳を避け多数の携帯電話の利用を図るため、陸上あるいは河川、湖沼等のみ利用できる陸上移動局とされており、飛行ロボットに搭載して利用することは、認められていない。 <要望理由> 飛行ロボットは人間が容易に近づけない場所を撮影するのに効果的であるが、予め飛行ルートを設定して撮影すると同時にメモリーに記憶させ、戻ってきたらメモリーを取り出して画像を確認する。そのため、対象の物的環境に正確に撮影することが困難である。また、老朽カメラの点検を飛行ロボットを利用して行うことを計画中があるが、劣化場所を見つけた場合など、その状況に応じた臨機応変の対応が必要であり、飛行ロボットの制御を随時適切に行う必要がある。長大機の場合など、Wi-Fiや2.4GHzは通信距離が短く、リアルタイムの画像の確認や飛行ロボットの制御が困難である。このような場所を撮影する飛行ロボットの高度は、地上の電波到達の高度以下であり、飛行ロボットの画像伝送・制御用に携帯電話回線を利用したとしても、他の携帯電話に影響を与えるものではない。 <要望が実現した場合の効果> 飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載することができれば、人間が容易に近づけない場所の映像を飛行ロボットにより撮影し、その画像をリアルタイムに確認することができる。また、その画像を確認することにより、必要に応じ飛行ロボットを制御し、飛行ルートの変更、カメラの制御等を随時適切に行うことができる。これにより、人間が容易に近づけない場所の把握を的確に行うことができる。	(社)日本経済団体連合会	総務省	陸上移動局は、電波法施行規則第4条第1項第2号に規定していることとあり、陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない1地点に停止中運用する無線局、として定義されており、携帯電話のシステムに見合ったものとなっております。	電波法施行規則第4条第1項第2号	対応不可	現在の携帯電話は、ひとつの基地局がカバーする範囲(セル範囲)を小さくし、隣接するセルで同じ周波数を繰り返し利用することで、限られた周波数で陸上の多数の利用者の通信を可能とする設計となっています。上空を満たすように電波を出すことは、この周波数の繰り返し利用を妨げることになることから、携帯電話基地局のアンテナは、上空への電波の漏れを極力小さくする設計としています。 このように、携帯電話は、上空での利用を想定したシステム設計ではなく、陸上での利用を想定したもとなっており、その前提で制度設計がなされ、陸上移動局として免許されています。 一般に、無線システムの技術的条件を定めて設計を行うにあたっては、その無線システムの利用の態様や諸元の検討のみならず、利用周波数帯が隣接する他の無線システムとの間で相互に影響を与えないような共用条件の検討が必要となりますが、上述のとおり、携帯電話のシステムは陸上の多数の利用者の通信を最も効率よく収容するよう設計されているものであり、現在ある全国30万局にも及ぶ携帯電話基地局の整備に際し上空での利用に関する検討はなされておらず、仮に上空での利用を解禁した場合、広い地域でシステムへの干渉や通信障害を引き起こす可能性があります。 なお、高層建築物等の高層空間で携帯電話が利用できるものは、高層建築物等は人が活動・居住する空間であることから、その側面に向けて、あるいは側面から電波を照射することによってカバーしていることによるもの(この場合、高層建築物等での利用のために上空での通信に影響がないように、極めて限定的な電波の照射となるようなアンテナとなっています)です。
270220028	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	主任無線従事者制度の条件緩和	無線従事者であっても、異動時には同一免許人の無線局であれば3か月を待たずに主任選任が可能となるよう規制緩和をすべきである。 また、主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。 主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。 <規制の現状> 現在の主任無線従事者選任の条件(一部) 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持っていること 選任を受け無線局等に。選任日より前5年間に於いて3か月以上の従事経歴を持っていること 主任無線従事者を選任した無線局の免許人は、選任の日から6か月以内、以後5年以内1回主任無線従事者として選任した者に、主任無線従事者講習を受けさせなければならない。 (講習開催月は6月、10月、2月)電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求め、必ず主任無線従事者を選任した無線局の側に配置する必要がある。 <要望理由> 上記条件が設定されていることにより、人事異動等の場合、一時的に人員を増員した状態で資格者の維持が可能となる場合がある。 <要望が実現した場合の効果> 同一免許人の無線局であれば、従事経歴の縛りを無くすることにより資格所有者人員確保の軽減及び、より柔軟な人員配置を実施することが可能となる。受講期間を6か月以内から1年以内とする事により、年3回の受講計画が可能となる。(例:7月に選任を受け10月に講習の受講を予定していたが、交通事故などの不測の事態により受講できなかった場合に6か月以内の講習受講が不可能となる。一年以内とする事で次の2月の講習での受講が可能となる)	(社)日本経済団体連合会	総務省	1 3箇月の要件について 主任無線従事者は、「主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3箇月に満たない者であること、に該当しないものであることが求められています。 これは、無線従事者資格は保有するものの、長期間にわたる無線局の無線設備の操作等に従事したことがない者については、監督者としての実質を欠いていると考えられるためですが、その実務経験の算定は、同一の免許人の無線局に限られるものではなく、無資格者が行うことができ無線設備の簡易な操作以外の操作を行う無線局における業務経歴を積算したものとすることができま。 2 講習の期間について 主任無線従事者講習は、指定講習機関により、現状、6月、10月及び2月に実施されています。ご意見をあり、7月に選任された場合には、選任日から6箇月以内の講習は10月のみとなり、受講可能な主任無線従事者講習の開催回数は、1回となります。 3 臨場性について 臨場性については、必ずしも無資格者に側倒しを要しませんが、臨場性とは、無資格者が行っている無線設備の操作の状況に適切に把握できる状態をいいます。例えば、障害によって不良電波が発射された場合は予備設備に切り替えられるよう措置が講じられている等、一定の要件を満足する無線局の無線設備を無資格者が操作する場合は、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておく必要は無線局として、主任無線従事者との通信手段が確保されれば、主任無線従事者の側倒しを要しないこととされています。	電波法施行規則第34条の3第3項、第34条の7第1項	1 現行制度下で対応可能 2 検討を予定 3 現行制度下で対応可能及び事実承認	1 3箇月の要件について 主任無線従事者は、「主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3箇月に満たない者であること、に該当しないものであることが求められています。 これは、無線従事者資格は保有するものの、長期間にわたる無線局の無線設備の操作等に従事したことがない者については、監督者としての実質を欠いていると考えられるためですが、その実務経験の算定は、同一の免許人の無線局に限られるものではなく、無資格者が行うことができる無線設備の簡易な操作以外の操作を行う無線局における業務経歴を積算したものとすることができま。 2 講習の期間について 主任無線従事者は、主任無線従事者講習を受講することにより、無線設備を操作する無資格者を監督する者として知識・技能を維持・向上させていく必要がありますが、現状では受講の機会が限られていること、ご提案を踏まえ、受講の機会が複数となるよう検討します。 3 臨場性について 臨場性については、必ずしも無資格者に側倒しを要しませんが、臨場性とは、無資格者が行っている無線設備の操作の状況に適切に把握できる状態をいいます。例えば、障害によって不良電波が発射された場合は予備設備に切り替えられるよう措置が講じられている等、一定の要件を満足する無線局の無線設備を無資格者が操作する場合は、無線設備のある場所に無線従事者を常駐させておく必要は無線局として、主任無線従事者との通信手段が確保されれば、主任無線従事者の側倒しを要しないこととされています。
270220029	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術標準であるが、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を抽出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されて通信容量が大きく減じられてしまうため、通信品質を確保するための代替周波数を割当てすべきである。 代替周波数は、他の無線システムとの共用条件を変化させないよう、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数を拡大することが望ましく、具体的には1894.5・1893.5MHzの周波数を追加利用すべきである。 <規制の現状> 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電波が-82dBmを超える時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制される。 <要望理由> 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話システムの通信容量が最大60チャネルから最大24チャネルと減じられ、折衝導入されたデジタルコードレス電話の新しい方式で高度化アプリケーションを実現するにはチャネル数が増える必要があり、代替周波数の追加利用による通信容量を確保することができる。デジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、共用周波数を拡大すれば周辺の無線システムに変化を与えない。新たに共用を要する1894.5・1893.5MHzの周波数は、PHSの無線局の運用を元々2001年に適応させたことが、現在の契約数は必要水準相当を下回っており、年間300万回以上増加している時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局との共用周波数を拡大すべきである。 <要望が実現した場合の効果> 高度化アプリケーションを製品種かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信網へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることができる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を効率的に確保し、総合的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。	(社)日本経済団体連合会	総務省	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下「広帯域デジタルコードレス電話」といふ。)は、平成22年に免許を要しない無線局として制度化されたところですが、当該無線局の使用周波数帯においては、既に免許を要しない無線局である時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話(以下「狭帯域デジタルコードレス電話」といふ。)及びPHSの無線局が利用されており、これらの既存無線局と周波数共用を図るため、既存無線局の運用に影響を与えないよう広帯域デジタルコードレス電話の無線局の運用に技術基準が定められたところです。 具体的には、広帯域デジタルコードレス電話が電波を発射する際には、既に近隣で運用している狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等からの電波を抽出し、一定レベル以上の電波を受信した場合には、自局において影響を与える周波数(ch)の電波を発射しないこととする混信防止機能(キャリアセンス)を備え付けることを義務付けていることとされています。	電波法施行規則第34条第4号第5項、無線設備規則第49条の8の2第1項(総務省告示第389号第2項第4号)	対応不可	広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、既存のPHSの無線局や狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の運用に影響を与えないよう混信防止機能(キャリアセンス)等を設け、これらの既存無線局と周波数共用を図ることとし、平成22年に制度整備されたところです。既存の狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の近傍であった一部の使用場所や環境によっては、周波数利用に制約が発生する場合がありますが、電波局の設置や運用等により対応していくことを前提としているものであり、電波資源の有効利用の観点から周波数の拡張は困難です。 なお、新たな周波数の割当てに当たっては、今後の広帯域デジタルコードレス電話の普及状況だけでなく、当該周波数帯における他の既存無線局の電波の利用状況や将来の新たな電波利用ニーズを考慮し、電波資源の有効利用の観点から慎重な検討が必要と	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220030	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	無線局機器に関する基準認証制度の緩和	<p>新しい通信機器や通信方式の研究開発を目的とした電波発信を可能とするために設置された「実験免許局認定」の範囲拡大、および端末機器等の「電波法認証」にかかる無線通信試験の条件緩和をすべきである。</p> <p><規制の現状> 通信事業者等の通信局などで使われている通信機器の認定は、「無線局機器に関する基準認定制度の手順」に従い、電波発信検査等に合格したものに与えられている。通信機器の新機種や新たな通信技術の開発には「実験免許局認定」が設置されており、通常制度の手順から一部検査が簡素化され、事業者の機器等の開発期間の短縮に寄与する制度となっている。これとは別に、ユーザーが使う端末機器に関しては電波法認証の「技術基準適合証明」を得る必要がある。</p> <p><要望理由> 実験免許局認定において、中継局に使われる機器の認定が簡素化されても、未端の通信局で使われる通信機器の認定は従来の認定制度に行われるため、システム全体の認定は従来の制度に近づけられる形となり「実験免許局認定」による開発期間短縮の効果は望まれてきているとはいいがたい。また、ユーザーが使う端末機器に関しては、パラメータを変えながらの検証等が規制されている。現在5GHz帯は、無線LAN、交通システム、衛星システム、気象レーダなどの共存利用研究等加速し、オリンピック時のサービス提供を見据えて開発が急務となっている。「実験免許局認定」の適用範囲を未端通信局で使われる通信機器にまで拡大することが望まれる。さらには、サ7GHz帯、6.0GHz帯においても同様な認定が行われることを望む。また端末機器に対しては、例えば半径50m程度の空間における試験という一定の条件を前提に実験を行うことを可能とするなどの要件緩和を望む。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 新製品やシステムの市場導入までの期間の大幅短縮。</p>	(一) 社) 日本経済団体連合会	総務省	<p>電波を使った各種の実験や試験を行う場合、そのための無線局(実験試験局)を開設することが可能で、実験試験局の開設にあり、予め告示された条件の範囲内で免許を希望するもの(特定実験試験局)に関しては、検査を省略するなど、その手続を簡略化しています。</p> <p>また、実験試験局については、特に中継局に使われる機器、でなければならぬということはない(ユーザーが使う端末機器)についても実験試験局とすることは可能。</p>	無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条	現行制度下で対応可能	「ユーザーが使う端末機器に関しては電波法認証の「技術基準適合証明」を得、なければならぬ」ということはなく、現行制度上、実験試験局として開設・運用することは可能であり、新たな措置を要するものではありません。	
270220031	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	住民票の写し等の請求事務の負担軽減	<p>内容 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍、戸籍の附票等の請求窓口の一元化(例えば総務省に専用窓口を設置)、または、各市区町村における住民票の写し等の請求事務の統一。</p> <p>理由 生命保険は保険期間が超長期で、契約者が保険期間中に複数回転居(高齢化により介護施設への入所増加)すると多く、契約者から保険会社への転居の連絡が滞り、保険会社からの連絡が不能となるケースがある。また、受取人が法定相続人としている場合、複数の法定相続人の全員または一部の方の所在が確認できないケースもある。こうした場合、生命保険会社は、保険金等の支払いや重要な通知等をするため、市区町村に対して当該契約者等の住民票の写し等を請求し、その所在を確認しているが、市区町村ごとに事務処理等が異なり、生命保険会社に多大な負担がかかっている。また、契約者等が複数回(市区町村をまたいだ)転居している場合、最新の住所確認のため(1)住民票の写しから転居先を確認し、転居先の市区町村に対して改めて住民票の写しを請求するということを順次繰り返す(2)戸籍の表示された住民票の写しを請求して本籍を確認し、本籍のある市区町村に対して戸籍の附票の写しを請求するのいずれかを行なうが、(1)は、転居の回数だけ請求手続をする必要があり、生命保険会社の負担が大きい。(2)は、当該住民票の写しの交付を拒否する市区町村があり、戸籍の附票が取得できないケースがある。請求窓口の一元化により、こうした問題をすべて解決することが可能となる。</p> <p>なお、全国的に統一できる事務処理等については、「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡)にて地方公共団体に取扱いを示していたが、今なおそれを生命保険会社からの請求を受け付けない市区町村もあるうえ、受け付けてくれる市区町村においても区々の取扱いがなされている(例えば、担当部署責任者印による申出に対する代表者印での再請求や登記事項証明書の添付要求等)。このように、当該事務連絡の趣旨が全国レベルで徹底されていないことから、仮に請求窓口の一元化が措置困難であれば、次善策として、請求事務の統一を改めて徹底・推進していただきたい。</p>	(一) 社) 生命保険協会	総務省 法務省	<p>[総務省] 市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外のものとして、住民票記載事項を確認するにつき正当な理由がある者(自己の権利行使や義務履行につき必要な場合など)から、住民票に写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。</p> <p>申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合には、その名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)等を明らかにすることがされています。</p> <p>[法務省] 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」といふ。)の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行うこととされています。</p>	住民基本台帳法第12条の3、第20条第3項 戸籍法第10条、第10条の2	請求事務の統一: 対応 戸籍 その他	<p>[総務省] 市町村長が申出を受け付け、審査、決定し、交付するものであることから、申出の窓口を一元化することは困難です。</p> <p>請求事務の統一化については「法人等からの契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡)において、平成27年2月18日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議において、改めて周知しました。</p> <p>[法務省] 「戸籍の請求窓口の一元化」の内容は必ずしも明らかではありませんが、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書(戸籍謄本等)の交付に係る請求窓口の一元化であるとした場合、戸籍は各市区町村ごとに管理されており(戸籍法第8条第2項参照)、他の市区町村ではその内容を確認することができないことから、戸籍謄本等の交付請求は各市区町村に対して行い、当該市区町村において交付の可否を判断することとされており、戸籍情報が一元的に管理される体制が構築がされない限り、提案が実現することは困難であると考えられます。</p> <p>また、戸籍事務について全国で法令に基づき統一した事務処理が図られよう、必要に応じて通達・回答等が発出しています。</p>	
270220046	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	第三者による住民票の写し等の交付請求	<p>[提案内容] 保険会社が保険契約者(以下「契約者」といふ)の住民票の写し等の交付を請求した(以下「交付請求」といふ)ときは、市町村長は、当該保険契約の存在を確認することができれば当該交付請求に応じるものとしていただきたい。また、交付請求に必要な提出書類・事務手続の全面一元化もお願いしたい。</p> <p>[理由] 現行法上、第三者による住民票の写し等の交付請求が認められるか否かの判断は市町村長の裁量に委ねられている(住民基本台帳法12条の3)。この点に関して、平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長に対して事務連絡が通知されたが、いまだに具体的な取扱いが市町村毎に区々な状況にある。しかし、保険会社は、当該保険契約にかかる権利義務内容が記載された書類や、契約者が保険金・返戻金等を受け取るための手続書類、契約者が所得控除を受けるために必要となる保険料控除証明書など、契約者の権利義務に関する重要な書類を契約者の住所に多数送達すると、交付請求が認められないことにより契約者の連絡先が不明な状態が続く。重要な書類を契約者に提供できず、結果として、契約者に、本求行使できる権利を行使できない等の不利益を被らせるおそれがある。また、住民の個人情報(要保護性が市町村毎に変化するものではない)に鑑みれば、市町村毎に交付請求の可否が分かれることになる現行制度の状況は不合理である。一方、保険会社は、保険金請求業務等を個々の契約者毎に迅速かつ適切に行えるような適切な保険金等支払管理態勢の構築や、契約者本人への継続的なアクセス確保の取組みが求められ(保証請求業務の徹底推進をテーマにしたワーキンググループ報告書)、契約者の連絡先が不明になった場合には、可能な範囲で調査を行う義務が課されている(保険検査マニュアル)。このように、保険会社は、契約者に十分な情報と権利行使の機会を与えるべく、契約者へのアクセスを確保することが義務付けられているのであって、かかる義務を履行するためには、連絡先不明の契約者につき、交付請求が滞りなく認められる必要がある。また、交付請求に際して市町村毎に異なる提出書類・事務手続が要求されることは、全国で事業を展開している企業にとっては従来の事務処理コストがかかる結果となるため、見正すべきである。</p>	(一) 社) 日本損害保険協会	総務省	<p>市町村は、本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外のものとして、住民票記載事項を確認するにつき正当な理由がある者(自己の権利行使や義務履行につき必要な場合など)から、住民票に写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができます。</p> <p>申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合には、その名称、代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)等を明らかにすることがされています。</p>	住民基本台帳法第12条の3	対応	請求事務の統一化については「法人等からの契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課あて事務連絡)において、平成20年2月18日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議において、改めて周知しました。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
270220047	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化	【提案内容】 企業に対する住民税額の決定通知・変更通知について、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一する。 【理由】 地方税法の改正により、企業側が提出する給与支払報告書は、電子データによる提出が義務化され、eLTAXも全市町村に導入されるに至った。それに伴い、eLTAXを利用して電子データで報告を行った場合には、各市町村へデータが振り分けられることとなり、報告書の提出にかかるコストは一定削減された。他方、市町村から送付される「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」がバラバラな状況にあり、書面によるものとデータによるものが混在しているうえ、フォーマットにもばらつきがある状況であって、また企業側にかんがりの負担がかかっている状況にある。特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定であることであるが、市町村によって対応が異なることとなると、日本各地に展開している企業にとっては、負担削減効果は引き続き限定的となる。住民税額の決定通知・変更通知の方法(書面・電子)やフォーマットが市町村ごとに異なると、管理が非効率であり、紙で送付された場合には企業でデータ化する際のインプットミスによる誤徴収も生じうる。したがって、少なくとも支払報告書の電子提出が義務づけられている企業に関する各種通知に関しては、全自治体に対し、電子的手法による通知を義務付けるとともに、通知書のフォーマットを統一すべきである。	(一社)日本損害保険協会	総務省	特別徴収税額通知については、現段階において、既に電子データで税額を提供している市町村もあります。また、平成27年9月を目処に、統一されたフォーマットにより、eLTAXを通じて電子署名付きの電子データを提供できるよう改修を予定しているところです。	地方税法第321条の4第1項、地方税法施行規則第2条第1項	その他・対応	eLTAXを使用して支払報告書を提出した特別徴収義務者に対して、市町村から特別徴収税額を通知する際には、平成27年9月を目処に予定されているeLTAXの改修の後、当該通知の方法をeLTAXによることを市町村に対し要請する予定としており、この要請を通して、eLTAXを利用した特別徴収税額通知の電子的提供の拡大を図っていきたいと考えています。また、フォーマットの統一は、改修後のeLTAXを通じた電子的提出分について実現することになります。	